

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会社員の人数に関する規程

平成26年1月1日 制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会定款第11条の規定に基づき、各支部会別および各年次別のクラス会から選出される社員の人数を定めることを目的とする。

2 社員の人数に関しては、定款その他別に定められるもののほか、本規程によって定めるところによる。

(社員の人数)

第2条 社員の人数については次のとおりとする。

(1) 各支部会 各1名

(2) 各年次別のクラス会

i 薬学部男子部 各1名

ii 薬学部女子部 各1名

iii 生命科学部 各1名

附則

1. 本規程は、平成26年1月1日から施行する。
2. 本規程は、平成27年7月1日から施行する。